平成２５年（フ）第３２１号
千葉県成田市加良部２丁目１番地１　９棟102号
債務者　岩﨑　光男
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２６２号
岡山県倉敷市玉島１丁目15番34号　サンライズ玉島115
債務者　松岡　　功
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３７６号
高知県長岡郡大豊町川井191番地、住民票上の住所高知県長岡郡大豊町大滝498番地11
債務者　都築たかを
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８０号
大分県中津市大字中原378番地17　市営榊原Ｓ住宅Ａ棟101号
債務者　城　由紀子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２５１号
茨城県石岡市池の台10051番地　15号棟402
債務者　荻沼　陽子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第８０号
福岡県京都郡みやこ町勝山岩熊740番地１岩熊団地３―13号
債務者　中村　恭子（旧姓坂下）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
北海道砂川市東２条南４丁目１番20―44号
債務者　浅野　初子（旧姓石澤）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
北海道砂川市東２条南４丁目１番20―44号
債務者　高平　靖人（旧姓石澤）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第４６４号
静岡県伊東市宇佐美1534番地の14　コーポみたか102号
債務者　安達　孝充
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４７号
静岡県賀茂郡南伊豆町下小野696番地の１
債務者　鈴木　　勇
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第３７７７号
大阪府豊中市旭丘１番３―105号
債務者　力田　弘一
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０４６号
大阪府枚方市大峰南町30番10―403号
債務者　梶田　正雄
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１９５号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　西山　光治
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４１１号
大阪市城東区関目５丁目22番５―504号、前住所大阪市城東区関目３丁目５番10号
債務者　清村俊明こと　姜　　根國
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５５３号
大阪府守口市梶町１丁目48番７号　ベルリード守口103号、前住所大阪府守口市大日町４丁目29番２号
債務者　田渕みつき（旧姓柴山）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５９１号
大阪府東大阪市衣摺５丁目４番36号　ペンサミエント1102
債務者　立木　健太
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８３１号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番３―1109号
債務者　赤木　君子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部